

2 監視委員会の活動実績

2-1 告発事件一覧表

事件	告発年月日	関係条文	告発事実の概要	検察庁の処分	備考
1	5.5.21	証取法（平成4年法律第73号による改正前のもの）第125条第1項、第2項 同法（同上）第27条の23第1項	① 被告発人甲及び乙は、共謀の上、仮装売買を行うとともに、株価を大幅に引き上げる相場操縦を行った。 ② 被告発人甲は、上記売買取引の過程において発行済株式総数の5%を超える株式を保有するに至ったにもかかわらず、大量保有報告書を提出していなかった。	①につき平成5年8月16日に起訴	公判 係属中
2	6.5.17	証取法（平成4年法律第73号による改正前のもの）第197条第1項第1号の2 同法（同上）第207条第1項	被告発人乙及び丙は、共謀の上、被告発会社甲の業務に関し、架空売上の計上等により、有価証券報告書に虚偽の記載をした貸借対照表等を掲載し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。	乙及び丙につき平成6年6月13日に起訴	公判 係属中

2-2 勧告実施状況一覧表

1 勧告実施件数一覧表

(単位：件)

区 分	4年7月～5年6月	5年7月～6年6月
勧 告 件 数	2	13
検査結果に基づく勧告	2	12
監視委員会の行った検査 に基づく勧告	1	7
財務局等の行った検査に 基づく勧告	1	5
犯則事件の調査に基づく勧告	—	1

2 勧告事案の概要一覧表

(平成4年7月～5年6月)

一連 番号	勧 告 実 施 年月日	検査 調査 区分	勧告の対象となった法令違反等の内容
1	4.12.22	検査	○ 特別の利益を提供することを約して勧誘する行為 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全〕 〔性省令第1条第2号〕
			○ 作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買等の受託をする行為 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全〕 〔性省令第1条第3号〕
2	5.6.18	検査	○ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為 〔証取法第50条第1項第3号〕
合 計〔検査 2件〕 2件〔調査 1件〕			

(平成5年7月～6年6月)

一連 番号	勧告 実施 年月日	検査 調査 区分	勧告の対象となった法令違反等の内容
1	5.8.4	検査	○ 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買取引 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第5号及び証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第5号〕
2	5.8.18	検査	○ 特別の利益を提供することを約して勧誘する行為 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第2号及び証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第2号〕
3	5.9.3	調査	○ 作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買等の受託をする行為 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第3号〕
4	5.10.4	検査	○ 外務員の職務に関する著しく不適当な行為 〔外務員の、名義貸し、仮名取引の受託等を含む不適切な行為が証取法第64条の3第1項第2号の「外務員の職務に関する著しく不適当な行為」に該当。〕
5	5.12.21	検査	○ 作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買等をする行為 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第3号〕 ○ 有価証券の売買その他の取引につき、当該有価証券について生じた損失を負担することを約して勧誘する行為 〔旧証取法第50条第1項第3号〕

6	6.2.8	検査	○ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為 〔証取法第50条第1項第3号〕
7	6.3.11	検査	○ 特別の利益を提供することを約して勧誘する行為 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全 性省令第1条第2号〕
			○ 有価証券の売買その他の取引につき、当該有価証券について生じた損失を負担することを約して勧誘する行為 〔旧証取法第50条第1項第3号〕
			○ 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買取引 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全 性省令第1条第5号及び証取法第50条第1項 第6号に基づく健全性省令第2条第5号〕
8	6.4.26	検査	○ 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買取引 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全 性省令第1条第5号及び証取法第50条第1項 第6号に基づく健全性省令第2条第5号〕
9	6.4.26	検査	○ 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買取引 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全 性省令第1条第5号及び証取法第50条第1項 第6号に基づく健全性省令第2条第5号〕
10	6.4.26	検査	○ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為 〔証取法第50条第1項第3号〕
11	6.6.7	検査	○ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為 〔証取法第50条第1項第3号〕

			<ul style="list-style-type: none"> ○ 有価証券の売買に関し虚偽の表示をする行為 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第1号及び証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第1号〕 ○ 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買取引 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第5号及び証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第5号〕
12	6.6.17	検査	○ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為 〔証取法第50条第1項第3号〕
13	6.6.21	検査	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有価証券の売買その他の取引につき、当該有価証券について生じた損失を負担することを約して勧誘する行為 〔旧証取法第50条第1項第3号〕 ○ 特別の利益を提供することを約して勧誘する行為 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第2号〕
合計〔検査 12件〕 13件〔調査 1件〕			

(注) 1 「旧証取法」とは、平成3年法律第96号(平成4年1月1日施行)施行前のものをいい、「証取法」とは、平成3年法律第96号(平成4年1月1日施行)施行後のものをいう。

2 「旧健全性省令」とは、平成3年大蔵省令第55号(平成4年1月1日施行)施行前の「証券会社の健全性の準則等に関する省令」をいい、「健全性省令」とは、平成3年大蔵省令第55号(平成4年1月1日施行)施行後の「証券会社の健全性の準則等に関する省令」をいう。

3 法令違反等の内容別内訳一覧表

(単位：社、人)

法令違反等の内容	4年7月～ 5年6月		5年7月～ 6年6月		計	
	会社	個人	会社	個人	会社	個人
取引一任勘定取引の契約を締結する行為 〔証取法第50条第1項第3号〕		1		7		8
有価証券の売買に関し虚偽の表示をする行為 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づき旧健全性省令第1条第1号及び証取法第50条第1項第6号に基づき健全性省令第2条第1号〕				1		1
特別の利益を提供することを約して勧誘する行為 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づき旧健全性省令第1条第2号及び証取法第50条第1項第6号に基づき健全性省令第2条第2号〕	1	1	2	13	3	14
作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買等をする行為 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づき旧健全性省令第1条第3号〕			1		1	
作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買等の受託をする行為 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づき旧健全性省令第1条第3号〕	1	2	3*	13*	4	15

投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買取引 (旧証取法第50条第1項第5号に基づき旧健全性省令第1条第5号及び証取法第50条第1項第6号に基づき健全性省令第2条第5号)				5	5	
有価証券の売買その他の取引につき、当該有価証券について生じた損失を負担することを約して勧誘する行為 (旧証取法第50条第1項第3号)			1	15	1	15
外務員の職務に関する著しく不適当な行為 (外務員の、名義貸し、仮名取引の受託等を含む不適切な行為が証取法第64条の3第1項第2号の「外務員の職務に関する著しく不適当な行為」に該当)				1	1	
計	2 (1)	4 (4)	7 (6)	55(45)	9 (7)	59(49)

- (注) 1 「会社」とは、勧告の対象となった法令違反等の行為が、行政処分に相当すると認められ、会社の行為として処分された証券会社をいう。
- 2 「個人」とは、勧告の対象となった法令違反等の行為が、行政処分に相当すると認められ、個人の行為として処分された役職員をいう。
- 3 会社または個人において、複数の法令違反等が認められた場合は、それぞれ計上している。なお、括弧書きは、重複を除いた実数である。
- 4 *印の数値は、全て日本ユニシス(株)株式の相場操縦事件関連の勧告に係るものである。

2-3 建議実施状況一覧表

(単位：件)

区 分	4年7月～5年6月	5年7月～6年6月
検査結果に基づく建議	—	—
犯則事件調査の結果に基づく建議	—	1

2-4 検査実施状況一覧表

1 検査実施状況

区 分	平成4検査事務年度 (4年7月～5年6月)	平成5検査事務年度 (5年7月～6年6月)
証券会社検査	84社	87社
国内証券会社 (監視委員会) (財務局等)	78社 (9社) (69社)	79社 (9社) (70社)
外国証券会社 (監視委員会) (財務局等)	6社 (6社) (—)	8社 (8社) (—)
支店単独検査	17支店	17支店
証券業務の認可を受け た金融機関検査 (監視委員会) (財務局等)	11機関 (3機関) (8機関)	13機関 (3機関) (10機関)

(注) 1 上記の計数は、着手件数である。

2 「支店単独検査」とは、支店の検査のみを実施するものである。

2 1 検査対象当たりの延べ検査投入人員

(単位：人・日)

区 分	平成4検査事務年度 (4年7月～5年6月)	平成5検査事務年度 (5年7月～6年6月)
国内証券会社	103	111
外国証券会社	60	43
証券業務の認可を受けた金融機関	16	20

(注) 臨店期間分について算出したものである。

2 - 5 取引審査実施状況一覧表

(単位：件)

区 分	4年7月～5年6月	5年7月～6年6月
価格形成に関するもの	154	162
内部者取引に関するもの	12	50
そ の 他	4	5
合 計	170	217
監視委員会	75	102
財務局等	95	115

2-6 大蔵大臣の行う金融機関等の検査実施状況一覧表

1 金融機関等の検査実施状況

区 分	平成4検査事務年度 (4年7月～5年6月)	平成5検査事務年度 (5年7月～6年6月)
金融機関等検査	249機関	282機関
銀行	52行	63行
信用金庫	188金庫	211金庫
保険会社	9社	8社
外国為替検査	54機関	65機関
外国為替公認銀行	47行	58行
商社等	7社	7社
証券会社等検査	191社	164社
証券会社	100社	90社
証券投資信託委託会社	4社	4社
投資顧問会社	87社	70社

(注) 上記の計数は、着手件数である。

2 1 検査対象当たりの延べ検査投入人員

(単位：人・日)

区 分	平成 4 検査事務年度 (4 年 7 月～5 年 6 月)	平成 5 検査事務年度 (5 年 7 月～6 年 6 月)
〔金融機関等検査〕		
銀 行	133	115
信 用 金 庫	59	58
保 險 会 社	88	84
(平 均)	(77)	(70)
〔外国為替検査〕		
外国為替公認銀行	54	39
商 社 等	13	13
(平 均)	(48)	(36)
〔証券会社等検査〕		
証 券 会 社	37	46
証券投資信託委託会社	46	67
投資顧問会社	8	9
(平 均)	(21)	(29)

(注) 臨店期間分について算出したものである。

2-7 一般からの情報の受付状況一覧表

(単位：件)

区 分		4年7月～5年6月	5年7月～6年6月
情報の受付形態	電 話	317	234
	文 書	148	123
	来 訪	32	46
	合 計	497	403
情報の内容	個別銘柄に関するもの	149	134
	証券会社の営業姿勢等に関するもの	190	183
	監視委員会や行政に対する意見、問い合わせ等	158	86
	合 計	497	403